

平成27年 6 月25日

## 第76回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

## 第76回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年6月11日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第3号  
会議年月日 平成27年6月11日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

### 会議に出席した職員

事務局長 河野和浩  
事務局次長兼  
農地係長 村上和男  
副主幹兼  
農業振興係長 多田清美

本日の案件 第76回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午後1時30分

議 長	<p><b>【開会】</b>          ただいまより第76回農業委員会総会を始めます。会議に先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立を願います。          先唱は15番、佐々木幸悦委員にお願いします。          (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)          着席願います。</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b>          本日の出席委員数は29名であります。定数に達しておりますので直ちに第76回遠野市農業委員会総会を開会します。          25番綱木秀治委員からは欠席する旨の届け出があり、会長としてこれを許可しましたのでご報告致します。また、18番阿部正嗣委員からはまだ連絡がありません。</p>
議 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>          日程に先立ちまして、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。遠野市農業委員会事務事業経過報告に基づきましてご報告致します。5月28日、遠野市農林水産振興協議会が開催されまして会長職務代理者が出席しております。続きまして6月16日農地転用等現地確認調査、本日議案として上程しております農地法につきまして現地確認調査を行ったところでございます。6月17日、第1回農地専門委員会を開催してございます。6月23日は第3回運営委員会を開催してございます。そして本日、第1回女性農業委員業務検討会を午前中に開催いたしました。そして総会、第2回農業委員研修、家族経営協定についての研修を総会終了後行う予定にしております。この計画書には載っておりませんが、6月2日でございます。新農業委員辞令交付式が行われました。岩手県農業共済組合から菊池康祝委員が推薦を受けまして、それに基づき6月2日当日に市長から辞令交付があったところでございます。          続きまして6月25日以降の主な行事予定でございます。主要な部分だけを抜粋して読み上げたいと思います。まず6月26日は遠野地域農地機械銀行通常総会、そして6月28日東北馬力大会馬の里遠野大会。6月30日認定農業者協議会総会、7月1日はJ Aいわて花巻との懇話会、7月2日上閉伊地方農業委員会連絡会、遠野市集落営農組合連絡協議会総会、そして緑化祭ということで6月26日から7月4日までについては総会、行事等のご案内が来ているところでございます。それぞれの総会におかれましては、会長へのご案内でございましたので出席する予定になってございますが、7月2日の上閉伊地方農業委員会連絡会につきましては会長・会長職務代理者の出席となります。7月10日、農地法等の申請締切日でございます。7月14日、県の農業会議臨時総会が開催されまして会長が出席する予定となっております。7月15日、農地の日の活動、これは後程協議事項として提案をしておりますが青笹町内のほ場で開催する予定となっております。7月16日は農地転用等の現地確認調査の予定でございます。そして第4回運営委員会を7月22日1時半からの予定としてございます。次回の総会は第77回総会でございますが、7月24日午前9時からの開会を予定しております。同じく総会終了後、午後1時半からでございますが平成27年度農地パトロール出発式及びパレードを予定しております。なお、この内容につきましては協議事項としてご提案申し上げる予定となっております。以上7月末までの予定の報告とさせていただきます。ご覧いただきたいと思います。以上経過報告といたします。</p>
議 長	<p><b>【報告事項】</b>          次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分したので事務局長から報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。          (以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)</p>



	いたします。
22番委員	議長。
議長	はい、どうぞ。
22番委員	22番新田です。今の報告の中で、私がその他で質問した経緯があるんですが、これは協議事項の中には入らないんですか。
24番委員	付議された部分の報告だけということです。
22番委員	わかりました。あとでその他で質問します。
議長	協議事項あるいは議案の中で意見を述べていただきたいと思います。
30番委員	はい。
議長	はい、30番。
30番委員	30番佐々木ですが、私も農地専門委員会の一員であり、その席上で発言した部分について一切触れられていないのですが、この点について見解をお願いしたいと思います。確か、農用地区域からの除外は緊急を要するもの以外については原則除外できないという決まりです。したがって、遠野市についてこの除外については極力5年に1度の定期的見直しをお願いするようにした方がいいと思います。この件についてこういう意見が出たという事が委員長からの報告にありませんでしたが、いかがでしょうか。
議長	その質問は委員長にですか。
30番委員	はい。
議長	では委員長お願いします。
24番委員	はい。今の件についてですが、意見として受けておりました。付議事項の中身というよりも、緊急性の中で年に何回行ったのか、基本的には5年に1度の定期見直しでやるべきなのではないかという考えの中での質問だと思っております。緊急性ということで、事務局の話の中でもありましたが、付議事項とはまた別の話だと考えております。
議長	30番いいですか。
30番委員	はい。
議長	その他ありませんか。
議長	それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第4号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてを事務局より説明いただきます。事務局。
農地係長	はい、議長。報告第4号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてでございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものでございます。届出は1件でございます。 1番、●●町 ●●●●。●●町1筆1,354平方メートルの内63平方メートルでございます。通作路の拡幅の為盛土をするものでございます。受理日につきましては、平成27



議 長	<p>事という形になります。東南部の場合は、前共済の参事菊池利孝さんと私の2人、組合員は遠野地区は7,700戸あるわけでありましたが、今まで14人の役員であったわけですが今度は2人ということで、数的には皆様にはかなりご不便をおかけすると思いますが、制度そのものと地区の共済部長それから評価員・評価会委員は今までどおり、職員も今までどおり、変わったのは役員数が減ったということでありまして今後とも共済組合をお引き立ていただきますようお願い申し上げ、簡単でございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお祈いします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p><b>【議事日程】</b></p> <p><b>【日程第1】</b></p> <p>それでは、日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に16番菊池由雄委員、17番北湯口進委員、会議書記に事務局村上和男君を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局にいたさせます。事務局。</p>
農地係長	<p>はい、議長。第76回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。8ページからご覧いただきます。法第3条今月計8件53,273平方メートル。利用集積今月計9件90,511平方メートル。法第4条今月なし。法第5条今月計3件1,181平方メートル。適用外今月計3件1,142平方メートル。法第18条第6項今月計3件9,843平方メートル。以上でございます。</p>
議 長	<p><b>【日程第2】</b></p> <p>日程第2、議案第14号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。事務局。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案第14号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町1筆12,580平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。農業者年金受給に伴う使用貸借、新規でございます。貸出人につきましては農業者年金受給中でございます。この土地につきましては、平成●年●月まで第三者に貸し付けてあったホップ畑でございます。合意解約したことにより、他の借受人を探しておりましたが見つからなかったため、他の農地と同様に後継者である子に貸し付けるものでございます。ホップの支柱につきましては撤去をされ借受人は畑として使用する予定でございます。</p> <p>2番、●●町4筆4,170平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。農業者年金受給に伴う使用貸借の同一条件での再設定でございます。</p> <p>3番、●●町11筆18,761平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。2番と同様に、農業者年金受給に伴う使用貸借の再設定でございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、ご審議をよろしくお祈いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。農業者年金受給の為の使用収益権の設定については現地確認結果及び補足の説明を省略します。ただちに質疑に入ります。質問ありませんでしょうか。</p>

		(「なし」の声あり)
議	長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可と決しました。
議	長	【日程第3】 日程第3、議案第15号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明させていただきます。事務局。
農地係	長	はい、議長。議案第15号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものでございます。 1番、●●町1筆181平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。売買です。譲渡人は、■ ■ ■ ■ ■ から田の所有権移転を受けました。隣接する田の所有者へ売り渡すものです。譲受人につきましては、水稻を作付する計画です。 2番、●●町1筆2,327平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。交換です。 3番、●●町4筆2,337平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。交換です。2番と3番につきましては、耕作の利便性を上げるため自宅に近い農地についてそれぞれ交換をするものです。2番については自家野菜を、3番につきましては牧草を栽培する計画となっております。 4番、●●町7筆11,741平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。生前一括贈与でございます。譲渡人は、農業後継者である子の妻に対して生前一括贈与をするものでございます。 5番、●●町3筆1,176平方メートル。譲受人、●●町 ●●町 ●●●●●。譲渡人、●●市 ●●町 ●●●●●。贈与でございます。先ほど相続の届出でもありましたが、こちらにつきましては譲渡人が相続で所有権を得たものでございます。市外に居住し耕作できないという理由から農地付近の方に譲り渡すものでございます。譲受人につきましては、自家用野菜を作付する計画でございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、ご審議をよろしく願います。
議	長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。なお、同一世帯間の所有権移転については、現地確認調査の結果及び補足の説明を省略いたします。●●町担当委員お願いします。
	2番委員	はい、2番似田貝です。案件のNo.1、これについては16日に事務局職員2名と農業委員3名で調査に立ち会いました。先ほど事務局からも説明があったとおり何ら問題が無いことを確認いたしました。以上です。
議	長	次に●●町担当委員お願いします。
	11番委員	はい。2番、3番ですけれども現地確認は3月に行っておりました。その後、道路があるということで取下げになり手続きを終え、今日に至りました。双方とも自宅の傍にあるということで何ら問題がないと思われれます。よろしく願います。
議	長	次に●●町担当委員お願いします。

26番委員	26番多田です。5番につきましてご報告を差し上げます。16日、事務局等を合わせて4名で確認してございます。受け人の●●さんについては、自宅の前ということで自分の農作業それから自分の畑のそばにあるということで、継続して作付されるもので何ら問題ないということで現地確認を終わっています。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。
14番委員	はい、14番。
議長	14番。
14番委員	事務局に確認します。番号1なんですけれども、理由関係が逆じゃないでしょうか？
農地係長	はい、議長。
議長	事務局。
農地係長	大変申し訳ありません。訂正をいたします。こちらにつきましては逆でございます。大変申し訳ありませんでした。
議長	逆ということは、「相手方の要請により買い受ける」というのが上に来て「隣接者に売り渡す」というのが下に来るということですね。そのように訂正をお願いいたします。その他ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	それでは、質疑が無いようですので質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします、議案第15号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可と決しました。
議長	【日程第4】 日程第4、議案第16号農地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局説明願います。事務局。
農業振興係長	はい、議長。議案第16号農地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づいて遠野市長から提出がありました計画について意見の決定を求めるものでございます。利用権の設定各筆明細につきましては、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、認定面積、契約期間、権利の種類順番で提案してまいります。 1番、●●●●、●●●●、●●町1筆3,061平方メートル、10年間の賃借権設定、中間管理権の設定です。 2番、●●●●、●●●●、●●町2筆4,936平方メートル、10年間の賃借権設定、中間管理権の設定です。 3番、●●●●、●●●●、●●町7筆4,768平方メートル、10年間の賃借権設定です。 4番、●●●●、●●●●、●●町3筆8,973平方メートル、10年間の使用貸借権の設定、中間管理権の設定です。 5番、●●●●、●●●●、●●町4筆7,143平方メートル、10年間の賃借権設定、中

間管理権の設定です。

6番、●●●●●、●●●●●、●●町7筆14,146平方メートル、10年間の賃貸借権の設定、中間管理権の設定です。

7番、●●●●●、●●●●●、●●町2筆5,489平方メートル、10年間の使用貸借権設定です。

8番、●●●●●、●●●●●、●●町4筆11,113平方メートル、10年間の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。

9番、●●●●●、●●●●●、●●町12筆30,882平方メートル、5年9ヵ月の賃借権設定です。

3番と5番の貸人は、●●●●●さんで借人が違ってございます。これは対象農地の登記簿面積と共済細目帳の面積がかなり違うということで、農地中間管理機構、農業公社が取扱が難しいということで、3番の部分については従来の基盤法での貸し借りということでございます。そして、6番と7番の貸人は、●●●●●さんということでこちらも借人が違ってございます。農地中間管理事業が取り扱う農地につきましては、農業振興整備計画区域内にある農地ということになってございます。農業振興整備計画区域外の農地と分けて行うものでございます。なお、契約期間につきましては10年間、平成27年12月1日からということになってございますが、これは農地中間管理事業の27年度の契約開始がこの日からという説明を受けてございます。このため、3番と7番もこの時期に合わせて契約を開始するというということになってございます。今年度の農地の管理については、所有者側できちんと管理していくという部分の説明を受けてございます。以上、今回の9件の計画については問題がないと確認し、ご報告いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議

長

細部に渡り説明がありましたが、これより質疑に入りますが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

それでは質疑なしと認めて質疑を終結いたします。お諮り致します、議案第16号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

ご異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可と決しました。

【日程第5】

議

長

日程第5、議案第17号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定を上程致します。事務局に説明致します。事務局。

農業振興係  
長

はい、議長。議案第17号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定でございます。遠野市長より利用配分計画の提出がございました。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づいて、計画の作成について意見を求めるものでございます。利用配分計画各筆明細については、整理番号、権利の設定を受ける者、土地の所在地、認定面積、権利の種類、契約期間という順番に説明をさせていただきます。

1番、●●●●●、●●町2筆5,925平方メートル、10年間の賃借権設定ということになります。

2番、●●●●●、●●町3筆5,658平方メートル、10年間の賃借権設定ということで、賃借料についてはご覧のとおりとなっております。合計5筆11,583平方メートル、問題が無いということで報告し、ご審議をよろしくお願いたします。

議

長

ありがとうございました。ただいまの説明、合計8筆と言いましたが合計5筆と書いておりますので、5筆でございます。説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。





	<p>ものでございます。</p>
14番委員	<p>再度ですがすみません。前の住宅がそのままあって、それは多分お父さんかお母さんが住んでて農家でやっていたと思うんですけども、今回は息子さんか新築するということが良いんですね。それが一つ。それから、新しく建てるとなると農家住宅が2つになると思うんですがその辺の違いも教えて下さい。</p>
議長	<p>事務局。</p>
農地係長	<p>はい、議長。お答えいたします。2番につきましては、■■■から家族連れで戻られるということでの部分でございますし、子供さんが建てるという話です。3番につきましても、現実的に■■■に住んでいらっしゃる方が遠野に戻られるという形になりました。お子さんの方が建てられるということになります。親御さんの住宅も農家住宅でございますので、2戸存在するという形になります。</p>
14番委員	<p>ちょっと休憩させてもらっていいですか？</p>
議長	<p>はい。それでは休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>それでは再開いたします。その他質問ありませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>それでは質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第11号は原案の通り可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可と決しました。</p>
議長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第19号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程いたします。事務局、説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>はい。議長。議案第19号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてでございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたものでございます。可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町1筆501平方メートル。申請人は●●町 ●●●●でございます。利用状況については宅地ということになってございます。申請地は昭和●年に亡き祖父が経営していた建築業の土場敷地として農地転用の許可を受けていたものでございます。その後昭和●年に貸家を建築し現在に至っている状態でございます。建築年につきましては課税資料の提出があり、確認をしております。●●●●氏は相続人でありまして、相続により取得した土地であります。この農地につきましては隣接している所有する宅地と一区画ということで同一用途で、貸家敷地として4棟の貸家が密集した状態で建築されている状態です。貸家の建替等の計画をしている中で登記地目が農地と認識したために、現在適用外証明願が提出されたものでございます。なお、昭和●年の農地転用の許可については土場敷地ということでございました。</p> <p>2番、●●町1筆463平方メートル。申請人につきましては●●●●でございます。利用状況につきましては宅地ということになってございます。申請人につきましては相続によりこの土地を取得したものでございます。亡き祖父が平成●年に■■■■■■■■を建築し、碎石敷きの駐車場と合わせた宅地の状態となっております。463平方メートルにつき</p>



方メートルでございます。農家住宅を建設する予定でございます。

2番、事業計画者 ●●町 ●●●●。用地につきましては、●●町1筆 畑、992平方メートル。農家住宅の建築予定でございます。

3番、事業計画者 ●●町 ●●●●。●●町37筆 畑、18,429平方メートルでございます。太陽光発電設備の計画でございます。

4番、事業計画者、●●●● ●●●●。●●町3筆 畑、3,730平方メートルでございます。工場拡張の予定でございます。

続きまして19ページでございます。こちらにつきましては、農用地区域への編入でございます。

5番、事業計画者 ●●●● ●●●●。●●町2筆、現況地目につきましては原野となっているもので、面積につきましては5,301平方メートルで、採草地整備の計画の予定となっております。

それでは添付資料の上から順次ご覧いただきたいと思っております。まず農業振興地域整備計画の見直しということにつきましては、5年ごとに行われるということでございまして、経済事情の変化、その他情勢の推移により定期見直しまで待つことの出来ない緊急性・必要性があると認められた場合に限り、随時変更見直しが出来るということになっております。前回の見直しが平成24年でございました。次の定期見直しは平成29年ということになります。今回挙がったものにつきましては、随時の変更見直しというものになります。この手続きにあたりましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会などの関係機関に計画変更案に関する意見照会を行い、変更計画案の決定を求めることが定められているものでございます。今回平成27年6月10日付で遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見聴取があったものでございまして、この変更計画案に対して農地専門委員会で協議をいたしまして、その経過につきましては先ほど委員長から報告があった通りでございます。

資料をめくっていただきますと、1番の●●町、2番の●●町につきましては農家住宅用地ということで地番・地籍等が載っております。3番につきましては●●町の太陽光発電設備を予定している部分、4番につきましては●●町の工場拡張用地として指定されたものということでございます。ページ中ほどでございますが、こちらは農用地区域への編入の一覧ということで2筆の部分の載せてございます。公共牧場の経営再編に係る採草放牧地として整備をしようとするものでございます。それぞれ現地の位置を赤い丸で示してございます。●●町については●●地区の近辺、2番の●●町につきましては●●地区で●●●●の近辺という形でございまして、●●●●につきましては●●町●●●●の●●の裏という形になります。4番の●●●●の工場拡張用地ということでございますが、これは●●に現在建設をされている用地からの拡張ということで同じ場所ということでございます。5番でございますが、■■■■■■■■■■をしております農地の編入の位置につきましては、●●●●●●から●●の方向ということでございます。

それでは番号1-1というページをご覧いただきたいと思っております。事業目的でございますが、事業計画者については●●●●でございます。事業計画者は現在、両親・祖父母・配偶者・子供2人の8人で生活をしております。子供たちが中学1年生と小学3年生となり、成長と共に子供部屋が必要となっておりますが、現在の住居は築60年で老朽化しているため増築・改築が困難であるということです。こういった不都合を解消するために子供たちの安定した生活を早期確保したいということから、新たに住宅を建てようとするものでございます。また事業計画者につきましては、将来的に農業後継者になるということでございまして、農業を手伝いながら子供たちの面倒を見てもらう必要がある場所として両親の住宅周辺に新しく住宅を建築しようとするものでございます。概要につきましては、農家住宅一棟でございます。資金計画といたしましては2,500万円、事業計画地の所有者につきましては●●●●ということで関係といたしましては事業計画者の祖父にあたる方でございます。こちらにつきましては、土地基盤整備事業等は実施されておりません。この近隣の土地につきましては田と住宅の敷地以外はほぼ農業振興地域に入っているという状態でございます。現在の住宅の隣に建てようとするものでございまして、申請地が選ばれたということでございます。

続きまして番号2、こちらは●●町の事業計画者、●●●●でございます。両親・子供・配偶者の7人で生活をしてございます。現在の住宅が老朽化し、日常生活にも不安



29番委員	3番の●●●●、太陽光発電で土地の所有者が●●●と●●●というのがあるんですが、現況地目が畑となっていますが現状はどのようになっているのでしょうか。
農地係長	はい、議長。
議長	事務局。
農地係長	3番の中に、●●●と●●●の土地がございます。こちらについて現況地目を畑と記入している部分につきましては、●●●の土地につきましては国土調査が終わっていない地域ということでございまして、無番地になっているところがございます。そちらの管轄につきましては●●●という形になりまして、これが現況でまいりますと登記簿に無番地と記載されていた部分につきましても畑として使われているということで、現況を畑と表示させていただいているということですし、●●●の部分につきましては赤線・青線でございましたが、こちらが畑の中に入っていて復元しないと赤線・青線とならないということから、現況を畑と表示させていただいているということでございました。なお、この●●●・●●●の部分につきましては、他の所有者の土地に無番地があった場合についてはそれぞれ所有者において●●●・●●●に払い下げの申請の手続きを行うという情報でございます。河川敷ではございません。
29番委員	はい。
議長	29番。
29番委員	そういう場合には、契約はどのようにするんですか？例えば、亡くなった方や●●●●・●●●●とはどのような契約をするのでしょうか。
議長	事務局。
農地係長	はい。お答えをいたします。お亡くなりになった方については、相続登記または相続権を有するすべての方から売買についての同意を得るという形になります。原則的には相続登記を行っていただくということになります。●●●については、●●●●の窓口で手続きをされるということですし、●●●につきましては赤線・青線ということなので●●●が窓口になってそれぞれ対応するということになっております。
議長	康祝委員。
29番委員	そういう場合は、賃貸という形で●●●なり●●●なりに支払われるということですか。
議長	事務局。
農地係長	はい。お答えいたします。こちらの事業につきましては、●●●●が用地を購入するという計画でございました。ただ、赤線・青線につきましてはそれぞれ所有される農地の所有者の方々がいるわけなんです、そちらの方で払い下げを受けた後に事業者が購入すると聞いております。
議長	29番、分かりましたか？
29番委員	異議はありません。
議長	●●●のものについては払い下げをし、●●●についてはそちらの方が窓口になるということです。



	<p>を外した後で、外してしまってから審査するというのはもう遅いわけですね。ですから、ここで農業委員会の意見が妥当ではないとなると農振からは除外できないとなります。ですからきちんと審査しなければならないということになります。今の農地が荒れ放題でしたが所有者が自己保全管理をするということですから耕起等をする判断いたしました。そう思っているわけですか。</p>
事務局 長	はい、議長。そのとおりでございます。
議 長	30番。
30番委員	<p>関連します。これは農地法5条の永久転用で来るというようなことでありますが、太陽光発電には、基礎を設けるものは永久転用、基礎を設けないものについては一時転用と別れていくわけなんですけれども、一時転用の場合は営農型発電としてパネルの下で農業を営まなければならないと私は理解しました。農地は農地として使い、将来的にまた農地として戻ってくるわけですが永久転用はそうではなく、農地が相手側にいつてしまふ、所有権が移ってしまう、20年後その一帯が別のことに利用されてしまうのではないかと危惧をしておりました。この申請が、営農型発電等の一時転用ではなく永久転用で来たわけというのは分かりますか。</p>
農地係 長	はい。
議 長	事務局。
農地係 長	<p>はい、議長。営農型発電ではない永久転用できた理由ということでございますが、この営農型発電で営農をしながらやっていくという場合に、土地を営農のために使用するという形で例えば畜産型でやっていくこととなりますとパネルを斜めの角度を取るの一般的なんですが、パネルの下を家畜が歩けるように高く設置をするなおかつ杭は強度を保つ建築をする。もしくは野菜等を栽培する場合については一本柱の比較的面積が少ないもので発電が少ないというものが出てくるということで、私どもの資料としてはそういった説明をされているんですが、こちらについては基礎が入ってくるという形ですが比較的頑丈な発電専用という計画を出されてございます。営農をしないで草等の管理をするということなんですけれども、基礎を付けた恒久転用型の状況で出ております。</p>
30番委員	はい。
議 長	30番。
30番委員	<p>分かりました。何故永久転用型にするのかなと疑問を持っていたものですから、これは営農型の場合には光を通して8割の草を刈らなければならないと条件が付くのでそれをすると発電量が少なくなるということと、もう一つはあの地域は風が強くて一時転用の様な基礎が無いパネルだと風に耐えられないという判断でいいわけですね。</p>
農地係 長	はい、議長。
議 長	事務局。
農地係 長	そのとおりでございます。強度等を考えるために基礎を付けて永久転用ということにしたということでございます。
議 長	その他ございませんか。
14番委員	はい。



ら農地の荒廃農地が急激に進んでいるということで、毎年必ずパトロールをして農地の有効活用を図り無断転用等を防ぐという部分で重点活動として位置づけられた部分を執り行っていくということでございます。日時・場所につきましては、先ほどお話したとおりですが雨天決行でございます。出発式は1時30分から30分ということで、開式・激励の言葉・パトロール宣言・行動計画の説明・記念撮影・閉式ということで合同庁舎前の駐車場で行うということで、挨拶はご覧のとおりになります。出発式を終えたら今度はパレードということで、合同庁舎前から土淵地区センターまでの経路ということで先導車と軽トラック9台で移動、軽トラックにはのぼりを設置してパレードを行うということでございます。案内及び取材依頼ということで、来賓には市長・遠野農林振興センター所長・JAいわて花巻遠野地域営農センター長・遠野市農林畜産部長にご案内をするということで、農地パトロールを行う場合に県と市と農協さんが協力して行うということで行きたいと思っておりますので、そちらの方々を来賓としてお迎えしたいということで。取材依頼につきましては、遠野テレビ・岩手日報・JAいわて花巻・広報遠野ということで広報誌を持っている所に取材をお願いしてPRをしていくということになります。なお、使用車両及び資材道具でございますがパレードの車両については農業委員さん方のご協力をお願いするということになります。のぼり等はお借りして、道路使用許可が必要になってございますのでその手続きをするということになってございます。集合時刻につきましては12時半ということにしております。事務局の都合上農業委員さん方にご協力をお願いしたいと思います。服装につきましては作業着・帽子・腕章着用、荒天時も行ふということでございます。以上提案いたします。

議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。
14番委員	はい。
議長	14番。
14番委員	15日なんですけど、この場所に直接行くということなんですか。それから24日、総会が午前中にあるんですけども、総会から作業服でいいのかどうかの確認です。
農業振興係長	はい、議長。7月15日は9時集合で直接現地に向かっていたきたいと思います。24日は皆さん通常の総会の服装でお願いしたいと思います。総会は総会ですので、クールビズで総会に出席して頂きたいと思っております。そして総会終了後、パトロール出発式は作業着でお願いしたいとご提案を申し上げます。
14番委員	では、総会は通常のような恰好で来て、総会が何時に終わるか分かりませんが、その後12時半に集合するということですね。
議長	皆さん車で来ていると思っておりますので着替えを持って、事務局隣の会議室で着替えをお願いします。その他ございませんか。  (「なし」の声あり)
議長	それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号平成27年度農地の日の活動については提案のとおりとすることといたします。 協議第2号平成27年度農地パトロールについてを協議いたします。事務局説明をお願いします。
農業振興係長	はい、議長。協議第2号平成27年度農地パトロールについてでございます。当件につきましては農地法第30条に基づきまして、毎年1回農地の利用の状況について調査しなければならないということで、対象農地は全部の農地でございますが、実施要領に基づいて行っていくということになります。実施の時期につきましては、先ほど農地専門委員長のお話がありました8月～11月を農地パトロール月間としこの期間内に行うとい

うこととなります。調査は全部で7項目ございます。1つ目は遊休農地の把握、遊休農地の恐れのある農地の把握ということで耕作者の死亡等により遠隔地に居住する方が相続し、耕作等をせずにそのまま放置すると荒廃するおそれがあることから、これらを遊休農地の恐れのある農地として把握するという事になっております。2つ目は農地法等の許可案件の履行状況の確認ということで、農地法の許可が成されているかを確認することも柱となっております。3つ目は農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等履行状況の確認ということで、利用権を設定した農地も調査対象になっております。4つ目は農地の違反転用の早期発見ということで、農地パトロールによって違反転用を早期発見・未然に防ぐという部分を執り行うということでございます。5つ目は、相続税又は贈与税・納税猶予・農業者年金受給に伴う納税猶予を受けている方々がございます。それらの農地の利用状況調査を行います。6つ目は、仮登記農地の利用状況の確認。7つ目は去年から追加されましたが、営農型発電設備、太陽光パネル等の配置に係る農地について適切な営農が成されているかの確認を執り行うこととなります。以上7つが調査項目内容となります。そして遊休農地の判断基準ということで、遊休農地・恐れのある農地は資料のとおりとなりますのでよろしくお願ひします。荒廃農地の判断基準云々と資料にあります、要は農地として利用できるかできないかこの部分で取り扱いが変わってきます。荒廃農地のA分類となるような所でも、農用地区域内の農地は荒らすことが出来ないということで指導が入ってくると思います。次ページには荒廃農地の判例ということで、写真が白黒になって見づらいかと思いますが、草刈が行われていない・耕起が行われていないということでこの段階で不作付地となる場合は、担い手への利用集積をしていくということです。そして荒廃農地はA分類・B分類と別れ、A分類は再生利用可能又はしなければならぬ農地、B分類は再生利用が不可能ということで原野・山林化しているような農地として復元できない場所については非農地判定が出来ます。その場合は速やかに非農地判定をし、農地から外して適切な管理をしていただくということとなります。これからのスケジュールなんですけれども、まず今回の総会をもってパトロール実施の決定をしていただきまして、7月24日の総会には事前調査等のやり方を説明したいと思ひます。事前調査が必要な部分については10日までにこちらで用意する調査図面に書き込んでいただくこととなります。農地パトロールは9月1日～11日までに集中的に行うことで提案をしたいと思ひます。こちらの方で地区の順番を遠野地区から入れさせていただきましたが、各地区毎において別日程で行いたいという場合は相談に乗りながら適切にパトロールの部分を行いたいと思ひます。地区毎のパトロール内容をまだ皆さんから伺っていないので調査を1日としておりますが、必要に応じて2日・3日と行うこともできますのでよろしくお願ひいたします。なお、所属職員の人数の都合上1日に回れるのは2地区という様に制限させていただきたいと思ひます。農地パトロールが終わった後の部分が7の検討会・利用意向調査の実施ということで、これはパトロール結果に従って行っていくということとなります。これらについてはパトロール終了後に改めて説明をさせていただきたいと思ひます。以上、提案に代えさせていただきます。

議長 　　ただいま農地パトロールについての説明がありました。これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

29番委員 　　はい。

議長 　　29番。

29番委員 　　29番です。農地パトロールというのは何回やるんですか。

農業振興係長 　　はい、議長。農地パトロールは毎年必ず1回はやらなければならないということですが、適宜必要に応じてパトロールを行うということで考えていただければと思ひます。パトロールについては農業委員会の活動を農家の方々に知っていただかなければならないということもありますので、こういった形で集中的に各町単位での部分をやっていたということでございます。

議 長	私から一言申し上げます。普段から皆さんは農業委員としての活動の中で、自分の担当地区の見回り等の中からも遊休農地等を見つけて報告していただければと思います。
29番委員	15日は出発式だけなんですか？
議 長	15日は農地の日の活動で遊休農地の草刈、24日は出発式だけ行います。
29番委員	パトロールは2ヶ月後なんですか？
議 長	はい、その間に荒廃農地等を見つけるということになります。その他ありませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	それでは質疑なしということで質疑を終結いたします。協議第2号平成27年度農地パトロールについては提案のとおりといたします。次に協議第3号平成27年度遠野市農業委員会県外研修実施についてを協議いたします。事務局お願いします。
農業振興係長	はい、議長。協議第3号平成27年度遠野市農業委員会県外研修の実施についてでございます。県外研修は8月27・28日の東北・北海道農業活性化フォーラムに参加するということは皆さんのご理解を得ていると思っております。今回の研修の中身についてご説明をさせていただきたいと思っております。日時は8月27・28日の1泊2日、参加は農業委員全員になり随行職員を含め最大で33名となります。研修は、活性化フォーラムへの参加・青森県の農地中間管理事業の取り組み状況について視察をするということです。公益社団法人青森農林業支援センターは、岩手県農業公社と同等の法人とさせていただきたいと思っております。併せて青森県の職員の方も説明に来られるということで、対応をお願いするということになってございます。3つ目としては、農業委員活動の研修ということで、遠野市と人口規模がほぼ近い青森県黒石市と研修を通し交流を深めたいということでございます。以上が今回の研修の3つの項目になります。以上を提案いたします。
議 長	この日にどうしても行けない時はいつまでの締切にするのでしょうか。
農業振興係長	大変申し訳ありませんでした。これにつきましては、改めて皆さんの方に申込み締切等の文書を送付いたします。
議 長	分かりました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。  (「なし」の声あり)
議 長	それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第3号平成27年度遠野市農業委員会県外研修の実施については提案の通りといたします。その他委員の皆さんから意見・提案等ありましたらお願いいたします。
議 長	事務局から何かありますか。
農業振興係長	はい、議長。皆さんのお手元にある封筒の中身について説明いたします。まず最初に業務報告書、二つ目には全国農業新聞購読者リストが入ってございます。また、最新の新聞も入っておりますので勧誘の際に使っていただけたらと思います。3つ目は遠野市職員録が入ってございます。4つ目は全国農業図書案内冊子でございます。購入希望の方は事務局を通して購入していただくようお願いします。なお、2015年の農業委員業務必携は来月発刊ですすでに注文してありますので来月の総会時に渡す予定でございます。5つ目は農業者年金関係のパンフレットでございます。農業委員全員分が配られましたので、今後の参考ということでお使いいただければと思います。6つ目は贈与税の試算例ということで、この中身に関しては研修会終了後に希望者にご説明いたします。以上

議

長

でございます。

ありがとうございます。以上で第76回遠野市農業委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後4時00分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年 月 日

遠野市農業委員 16番 \_\_\_\_\_

同 17番 \_\_\_\_\_

遠野市農業委員会会長 \_\_\_\_\_